

「江戸川区社会的養育推進計画（案）」の意見募集結果について

「江戸川区社会的養育推進計画（案）」に関する意見募集手続きは、令和7年2月1日から令和7年3月2日までの期間で行いました。その際、3名より計12件のご意見をいただきました。お寄せいただいたご意見及び区の考え方は、以下のとおりです。

1 意見募集手続きの概要

(1) 意見募集期間

令和7年2月1日から令和7年3月2日までの間

(2) 周知方法

ア 区公式ホームページに掲載

イ 令和7年2月1日号の「広報えどがわ」に掲載

※ 児童相談所3階受付窓口に閲覧用の印刷物を設置

(3) 意見の提出方法

ア 区公式ホームページ

イ 持ち込み又は郵送

(4) 提出先

子ども家庭部相談課庶務係

2 意見募集の結果

	いただいたご意見	区の考え方
1	素晴らしいと思います。	ご賛同をいただきありがとうございます。
2	現在準備が進められている「江戸川区社会的養育推進計画」については、計画の理念に江戸川区子どもの権利条例が位置づけられており、同条例があらゆる計画において共通の基盤になっていることをうれしく思う。	子どもの最善の利益を保障することは、社会的養護のもとで生活する子どもに限らず、すべての子どもにとって必要であると考えております。その考えのもと、本計画を策定しております。また、本計画の実践に当たっては、子どもの意見

	江戸川区社会的養育推進計画においては、最善の利益についての記載が1か所のみとなっている。一方で、国連子どもの権利条例では、社会的養護においては最善の利益が最大限に検討されることが明記されている（第20条、第21条）。江戸川区社会的養育推進計画が江戸川区子どもの権利条例に整合する形をとるのであれば、もう少し深い言及がなされてほしい。 江戸川区社会的養育推進計画で「社会的養護施策策定の際の検討委員会への当事者である子どもの委員としての参画」が明文化されたことに大いに期待したい。子どもの参画についての技法や成果などは、ぜひ情報を共有し、他部署において同様の取り組みを実施できるようにしていただきたい。	を伺い反映させていくことも課題であると認識しており、その仕組みを検討していきます。
3	まずパブコメの実施方法についてコメントする。入力フォームからの提出において、氏名・かな・住所・電話番号等の個人情報の入力を必須にしているが、これはやめるべき。事実として、政府が実施しているパブリック・コメントにおいてはこれらは必須項目ではない。個人情報の入力を必須にすることで、意見の提出をためらう人も少なからずいると思われ、集まる意見の数に悪影響が出る。パブコメの実施においては当然ながら意見の量だけではなく意見の質も問われることになり、逆説的ではあるが質の高い意見を集めるためには幅広く多様な人の意見を集めることが重要である。どこの誰の意見であるかは意見内容とは無関係であるし、入力を強制する合理性はない。区が言う「なりすまし」についても、そもそもパ	意見募集（パブリック・コメント）について定めた「江戸川区意見公募手続に関する要綱」では、その目的を「行政に関する基本的な計画、条例案等を策定する過程において、あらかじめ区民等の多様な意見を求める手続に関する必要な事項を定めることにより、当該過程における公正の確保及び透明性の向上並びに区政への区民参加の促進を図り、もって開かれた区政の実現に資すること」としています。また、意見を提出できる方については、江戸川区の在住、在勤、在学の方、それ以外の場合は意見を提出すべき客観的かつ、合理的な理由を有する方としています。 そのため今回の意見募集では、江戸川区民の方に、住所・氏名・生年月日の記入をお願いしています。

	ブコメは一人が何度でも意見を提出してよいとする性質のものであるし、前述のように意見の量だけでなく質が問われることから、同様の意見が同じ人から多数届いたとしても集計・分析が正しく行われれば何ら問題はない。個人情報入力必須により意見提出を抑制することは、結果的にパブコメ全体の量的・質的低下へとつながるため、今後は入力を任意にすべきである。	
4	全体的に社会的養護が必要な状況が発生しないようにするための取り組みがほばないと感じた。窓口等で相談を受けるのは大事だが、すでにその時点で区民に困り事が発生しているということになる。つまり常日頃の福祉サービスが足りていないという事である。区民に対する福祉サービスが充実していれば、社会的養護が必要になるほどの事態の悪化を防げたケースも多々あるのではと思われる。予防措置の意味でも、そもそも区民が精神的・経済的に困窮することのないように、福祉を大幅に拡充させる必要がある。具体的には区営住宅の設営、区による児童手当の支給対象拡大・増額など、区が独自ですぐにとりかけられるシンプルな政策はいろいろあるはずである。	ご意見にあるとおり、虐待の予防につながる支援は間接的、多角的にあると思います。その中であっても現在、社会的養護のもとで育つ子どもたちがいます。その子どもたちのため直接的な働きかけを必要とする計画であることをご理解ください。
5	p5「2100 年の江戸川区（共生社会ビジョン）」や「2030 年の江戸川区（SDGs ビジョン）」は本案とは直接関係がなく、どちらも内容としてはむしろ社会福祉に逆行する方針を示しており、本案とは切り離すべきである。以下、その理由を述べる。「2030 年の江戸川区（SDGs ビジョン）」で目標として掲げている SDGs については、それ自体がそもそも無意味どころか	「2100 年の江戸川区（共生社会ビジョン）」や「2030 年の江戸川区（SDGs ビジョン）」は、区の方向性を表す総合的な計画となっており、本計画もその方向性と整合性を持った計画となっております。いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。

害悪であると考ええる識者もいるぐらいのものである。SDGs は目標として扱う対象が幅広く具体性にかけ、実際問題として何ら世界が抱える課題の解決に結びついていない。それどころか、SDGs ウォッシュ（グリーンウォッシュ）という言葉もあるように、政策や事業において何かしら関わるところを殊更に強調することによって社会に貢献してる感・やってる感を容易に演出できてしまい、悪用されているという現実がある。たとえば江戸川区は東京ガールズコレクション（TGC）を企画する「W TOKYO」と包括連携協定を締結しているが、ファッション業界やファッションショー等はSDGs とはもっともかけ離れた事業を展開しており、区がそれら事業の PR に手を貸すなどはまさにSDGs ウォッシュの典型例である。他方DGs には、1～3 に設定された目標「1 貧困をなくそう」「2 飢餓をゼロに」「3 すべての人に健康と福祉を」が最も優先されるべき課題であると多くの国々あるいは人々の間における共通認識だという事実を知らしめた側面もあり、人類共通のビジョンとして一定の意義があったとも考えられる。では「2030 年の江戸川区（SDGs ビジョン）」はどうかというと、残念ながら SDGs の悪用にしかならない。SDGs の一丁目一番地である「1 貧困をなくそう」については区の 27 の目標のうち 1 にしか登場しない。内容は、5 つの目標が関連するとした「誰もが暮らしやすい、よい意味で「ごちゃまぜ」のまちになっています。」とある。まったくもって意味不明であるが、この何の主旨も汲み取れない目標に 5 つもの関連する SDGs の	
--	--

ゴールをまとめて割り当てている。ちなみに「2 飢餓をゼロに」もこの項目と、農地に関する項目にしか登場しない（農地があることと、飢餓がなくなることは、直接関係が無い）。「3 すべての人に健康と福祉を」については 7 項目に登場するが、区が「2100 年の江戸川区（共生社会ビジョン）」の長期構想をもとに何をしているかという「福祉の削減、区民の負担増」を宣言し、実際に健康診断の有料化をはじめあらゆる福祉サービスの値上げや削減を進めている。それも直近数年で負担が倍になるような性急さである。貧困や飢餓に関連するところでは、子ども食堂は失政による子供の貧困問題を見るに見かねて始められたボランティアによる取り組みであるが、区は支援不足を顧みるところか直接支援をやめるという。他にも、あり得ない経済成長・物価設定の基準を前提にして公共施設の 3 割減を推進するなど、問題点は挙げればきりが無いが、総じて SDGs に完全に逆行しているという事実は疑う余地が無い。ちなみに「11 住み続けられるまちづくりを」については SDGs ビジョンの目標のうち 7 項目に登場するうえ、別途「SDGs 未来都市計画」なるものも作成しているが、驚くべきことにこの第 2 期資料に示された優先的なゴールの中に「1 貧困をなくそう」は登場しない。民あつての都市であり、区民のための福祉を削減してまで新庁舎を建設する、しかもいくら予算が上振れても建設計画を中止しようとししない区の姿勢は根本から誤りである。 これらの狂った計画に整合させようとする限り、まともな計画を策定できるはず	
--	--

	がない。以上が本案と中期・長期計画を切り離すべき理由である。	
6	p7「パブリック・コメントの実施」において、現在実施中の意見募集が終了したことになっており、なおかつ「意見を踏まえて計画策定を行いました。」と記載されている。パブコメにはパブコメ用の資料を用意すべきであるし、このように先んじて区民の意見を踏まえた旨を記載した資料を提示するやり方は、区民の意見など最初からまともに聞く気もなく、政策に反映する気も全くないことの表れであると考えられる。 また「いただいた意見及び区の考え方は区ホームページに掲載しています。」といういつもの区のやり方にも問題があり、改めるべきである。パブコメにより区民の意見を受けたうえでどのような議論がなされ、どのように区民の意見が取り入れられたのかについて、区民が要求すれば議事録等で議論の内容やプロセスを知ることができるのかどうか区に問い合わせたところ「ご意見を受けての議論の内容及びプロセスを公表する考えはありません。」という返答であった。しかしこれは端的に区民の知る権利の侵害であり、区には説明責任がある。そもそも、政策形成過程の明示による透明性の確保と、区民参加による民主的な意思決定の促進こそがパブコメの意義である。結果だけでなくプロセスや議論の内容を積極的に公開することが、真の意味で区民参加の実現、そして透明で信頼性のある区政運営につながる。頂いたご意見（の羅列）と併せて区の考え（決定事項のみ）を公表するというこれまでの区のやり方は、区民に	意見募集を実施した結果を前提として計画案に記載しました。 また、本計画のプロセスなどを公表しない理由としては、区民の方のご意見、当事者である子どもの意見、社会的養育を担う方々のご意見などをくみ取り、計画に反映させるプロセスには繊細な調整が必要となるからです。

	としては単なる区の考えの押し付けに等しい。合理的理由なく議論の内容や決定プロセスの公開を拒否する区のやり方は、区政に対する信頼を著しく損なうものであり、ただちに改めるべきである。	
7	政策形成過程でもう 1 点、本案の形成過程には児童福祉審議会も含まれているが、令和 7 年 1 月 15 日に開催された令和 6 年度第 2 回江戸川区児童福祉審議会の内容は、パブコメ終了間際の現時点においてもその議事録すら公開されていない。『江戸川区意見募集（パブリック・コメント）手続について』には「必要に応じて、関連する資料を用い、できる限りわかりやすく案を公表するよう努めます。」と記載されている。審議会の議事録は、区民が専門家の意見を参考にできる重要な関連資料であり、事前の公表が遅くとも意見募集開始と同時に公表されるべきものであると考えられる。パブコメの実施はあらかじめスケジュールとして確定していたものであり、議事録の公開がパブコメに間に合っていない現状は区の不手際でしかない。また区に問合わせたところ「計画に関する議論の内容を知っていたために、江戸川区児童福祉審議会では公募により区民の方が傍聴できるようにしました。」「区民の会議傍聴により計画の議論が公正に行われていると認めていただける」等の回答があったが、そもそもの傍聴者の募集が 6 名以内とごくわずかであるうえに、実際に何名が傍聴したのか実績をたずねても「傍聴者の方の人数はお答えしておりません。」と回答を拒否した。区が公式に申込受付したのであるから、申込者数、抽選になった場合は当	本計画に係る児童福祉審議会の議事録については、ご意見を踏まえて次期計画の際には公表の時期を検討してまいります。

	選者数、そして傍聴者の実績数の公表はごく当たり前になされるべきものであり、区民からの問合せに回答を拒否する理由などまったくない。言うまでもなく区民の知る権利の侵害であり、このような隠蔽体質は根底から見直されるべきである。	
8	p9「計画の進行管理」サイクルの中に、区民全体の意見を聞き、計画に反映させるというフェーズがないのは問題である。社会における認知度の向上のためにも当事者・関係者以外の意見聴取は組み込む必要がある。	ご意見として承ります。
9	p42「家庭支援事業等の整備に向けた取組」職員・保育士・ヘルパー等、人員不足は低賃金と職場環境によるところが大きいと考えられる。低賃金については区が補てんすることですぐに解消できる問題である。とくに業務に追われて研修参加できないなどは、明らかな職員不足。人員不足は区が待遇改善に積極的に取り組むことで解消すべき。そもそも契約社員や会計年度任用職員が携わっているならば、すべて正規職員への移行をすべき。そのためにも全体的な福祉に関する予算を増額しなければならない。	国が示す指標に基づいて策定するため、本計画には適しませんが、一つの要因としてご意見を承ります。
10	p52「子どもの権利」については大切な考え方だと思う。すべての児童生徒にさらなる周知を進めるとともに、大人へも徹底的に周知する必要がある。子どもが堂々と権利を主張する社会になれば、現状子どもたちが抱える問題のいくつかは解消されるだろうし、そうなれば子どもにとっても大人にとっても今より良い社会になると思う。	子どもの権利について、当事者である子どもはもちろん、地域全体で理解を深めていくことが重要であるため、広く周知に努めます。
11	p54「意見表明等支援事業」意見表明等	当事者である子どもにとって活用しや

	支援員は興味深い事業であると感じた。取り組みとしてとてもよいと思う。ただアンケートによると子どもに活用方法が伝わっていないようなのもったいない。支援員への能動的なアクセス方法を伝えること、どのような内容を相談してよいのか具体例をいくつか提示して伝えることが必要かと思う。子どもたちが困ったときに頼れる制度に育ってほしい。	すい事業であることが重要だと考えています。子どもがこの事業をうまく活用できるよう、今後も支援者や子どもに事業内容等を丁寧に説明するとともに、子どもの意見を聞きながら、事業を展開していきます。
12	p104「当事者である子どもへのアンケート結果」のアンケートで「心配や不安を解消するのにあるとよいと思う支援」の回答のうち、大学や専門学校の費用の支援、就職に必要な資格取得費用の支援、一人暮らしにかかる準備費用の支援、一人暮らしにかかる家賃の支援の4項目についてはお金の問題であり、区が解消できる問題である。このような経済的不安・心配を子どもに持たせてしまっている事は、社会を構成する大人のひとりとして申し訳なく思う。進路を選択する上で、経済的な心配はしなくてよいとハッキリ伝えられるだけの、十分な額のプッシュ型の支援が必要であると思う。さまざまな助成を事業として分割するのではなく、一体的に柔軟に支援できる体制が整っている方がよいのではと思う。また教育については環境や状況により不公平が生じてはならない。応急処置的に奨学金の給付は必要かもしれないが、1日も早く高等教育の完全無償化を実現することこそが求められる。	当事者である社会的養護経験者等の意見を伺いながら、必要な支援について検討していきます。